

日本共産党の福島かずえです。一般質問を行います。

今日は、東日本大震災から、4年9か月め、月命日にあたります。私は亡くなられた10547人の方の無念の思い、そして、5度目の冬を仮設住宅で迎えている22557世帯、50527人の皆さんの日々の暮らしに思いをはせながら、仙台市でご遺体の発見が最も多かった若林区選出の県議として、初めに被災者の住まいの確保について、11点にわたって伺います。

復興のカナメは、一人ひとりの被災者の生活再建であり、その土台となるのは、なんと言っても住宅の再建、住まいの確保です。これに異議を唱える人はいないと思いますが、この住宅再建が遅れに遅れています。宮城県の災害公営住宅目標15,920戸のうち工事完了は7,676戸、進捗率48.2%で、5割に至っていません。

防災集団移転促進事業や区画整理などで確保しようとしている民間住宅用等宅地の目標は10,420戸ですが、実績は33,5%にとどまっています。ピーク時の半分の世帯が、いまだ、仮の住まいを余儀なくされています。

[質問1]この住宅再建、住まいの確保の遅れについて2017年度(H29)までに災害公営住宅すべてを完成させるとした知事の答弁や県の方針に照らして、知事はどう認識しているのでしょうか。伺います。

「プレハブ仮設の部屋は狭く、暗く、かび臭く、5年近くの間、そこに住まわれていたかと思うと、住んでいる方が『慣れたけどもう限界だ』といった気持ちがわかりました」

これは、先月、多賀城・塩釜のプレハブ仮設住宅に訪問調査に行った医療従事者の方から伺った感想です。

[質問2]知事には、この「限界だ」と言った方のお気持ちがわかるのでしょうか。、お答えください。

仙台市、多賀城市、亘理町(わたりちょう)、山元町(やまもとちょう)及び七ヶ浜町(しちがはままち)の5市町では来年の春に特定延長者をのぞき、仮設住宅の供与期間を終了しようとしています。特定延長として認められているのは、行き先が決まっているけれど工事の遅れなどの理由がハッキリしている方であり、行き先がきまっていない人は供与期間終了後、仮設住宅を出ていかななくてはならない…とされています。

仮設住宅にお住まいで住宅再建計画が未定、未把握の方は、10月末で県内に3297世帯いると県当局はつかんでいます。この他に、災害公営住宅へ入居を希望していても落選した方や民間賃貸住宅に希望していても、いつ、どこに引っ越すか、決まっていない世帯が仙台市で約300世帯、石巻市では約1000世帯おります。これらの方は「再建の方針、計画だけは

決まっている」ので、この 3297 世帯にはカウントされていません。仮設住宅を出て、どこに住むのか決まっていない世帯は、実際にはもっとたくさんいるのです。

仙台市は、市外から移転してきた被災者が災害公営住宅を希望しても、それを数に入れずに整備戸数を決めました。入居希望者は 3844 世帯いたのに、3200 戸しか整備計画をたてていません。あらかじめ、644 戸足りないのです。そして、市外被災者は不利な抽選方法をとっているため、災害公営住宅に入居しづらい現状になっています。私が相談に乗っている石巻市から移転してきたおひとり暮らしの 84 歳の女性は 4 度も、災害公営住宅の抽選に外れ、希望のところに入居できませんでした。もう一年、借り上げ仮設住宅に住まいし、終の棲家の確保を先延ばしすることになりました。また、福島県の避難指示区域を解除されたところからの避難者、いわゆる自主避難にあたる、仮設住宅にお住まいの方は仙台市に 100 世帯を超えているといわれています。この人たちは避難指示区域を解除されたことで災害公営住宅の入居資格がないと門前払いされています。

石巻市では、8 月に発表した市の意向調査で未決定・未回答だった 5000 世帯のうち、今も 1117 世帯は行き先が決まっておらず、そのうちの 875 世帯が「入居資格がない」といわれている世帯です。半壊の方や一部損壊のり災証明でそのあと住宅を滅失処分している方、市税滞納など、それぞれ事情があり仮設住宅には入居が認められているのに、災害公営住宅には申し込むことすらできないでいます。

多賀城市では、県営住宅が被災し、仮設住宅に移らざるを得なくなった方たちがいます。ところが、いったん鍵を返したら元のところには戻れず、災害公営住宅にも、他の県営住宅にも抽選に外れて、今も住むところが見つからない方がおります。

このまま仮設住宅の供与期間を打ち切れれば、たくさんの被災者が仮設住宅から「追い出され」、路頭に迷ってしまう、たいへんな事態になりかねません。

住宅再建の遅れを一刻も早く取り戻すために、復興事業の最優先課題に被災者の住まいの確保をおくべきです。あらゆる知恵と手段、人員、予算をつかって必要な施策を急いで充実、創設すべきです。

[質問 3] まず、宮城県がその持っている広域的役割を自覚、発揮して、住まいの確保についても、市町まかせの姿勢を転換し、足りない災害公営住宅を県の責任で早急に整備すべきです。当初計画を踏まえるならば少なくとも 1000 戸は緊急に整備すべきと考えますが、いかがでしょうか、伺います。

[質問 4] 市町が独自に作っている災害公営住宅の入居資格要件には、住宅に困窮している被災者の実態を見ないで、機械的なルールをあてはめて、被災者の住まいの確保をさえぎっているものも見うけられます。一部損壊の罹災者など、門前払いをしている被災者の個々の実態にあわせて、住宅に困窮している被災者に災害公営住宅の入居要件を緩和し、門戸をあけるよう市町に働きかけることを求めますがいかがでしょうか。伺います。

[質問 5] また、連帯保証人の確保が難しい被災者も少なくありません。同じ自治体に居住していることや保証人の収入証明書の提出を求めている市町もあります。身寄りを亡くされた被災者が、他人様(ひとさま)にそこまではなかなかお願いできない、言えないということも実際にはあります。国交省は今年 9 月に指針をだし、保証人の免除などを配慮し、募集案内へも記載するよう求めています。県内の市町では対応がバラバラになっています。国交省の指針を改めて市町に徹底し、保証人がみつからないことで災害公営住宅入居をあきらめる被災者がでないようにすべきですが、いかがでしょうか。伺います。

[質問 6] 同様に敷金も市町によって、徴収するところと、しないところがあります。同じ被災程度なのに住んでいる自治体によって支援に格差が生じている現状を解消し、市町間での格差を是正するためにも県のイニシアチブが必要です。県からも、敷金の負担軽減を働きかけ、必要ならば支援のための財政措置も行うべきです。お考えを伺います。

次に、借り上げ災害公営住宅について伺います。

県も市町も、仮設住宅にお住まいで災害公営住宅の抽選に外れた方や災害公営住宅の入居要件を満たしていない方など、住まいを見つけれないでいる方たちに、民間賃貸住宅へのあっせんを NPO などに委託しながら進めています。しかし、民間賃貸住宅は家賃が高くて入居できない低所得の被災世帯も相当いると考えます。宮城県や仙台市が被災者の住宅確保の支援を委託している一般社団法人「パーソナルサポートセンター」が昨年、仙台市内のみなし仮設住宅入居者を対象に実施した調査ではそのまま居住を希望する人が 51%いたこと、そして 9 割以上が家賃補助を必要と回答していることが報道されています。

[質問 7] 石巻市では、「みなし災害公営住宅」、借り上げ災害公営住宅を 100 戸程度整備する計画で、それは国も認めているところです。民間ストックを活用するので、自治体の経費を抑えることに役立ちます。県としても、阪神淡路大震災の際に導入された借り上げ災害公営住宅の期限切れ問題を教訓にしながら、20 年とされている賃借期間の延長など、制度を被災者本位のものに改善させて、石巻市と協力しながらこの制度が順調にスタートするよう、支援していくべきです。お考えをお聞かせください。

[質問 8] 石巻市では、当初、被災者が住む「みなし仮設住宅」をそのまま住み続けられる災害公営住宅に切り替える方向もめざしたそうです。今回は見送るそうですが、県の仮設住宅の借り上げ契約終了に合わせて、再度検討すると報道されています。この「みなし仮設住宅」を被災者が住み続けられる「みなし災害公営住宅」へ切り替えていくことは被災者の引越しによる心身の消耗を避け、5 年間でつくられたコミュニティを維持、尊重するうえでも、望ましいあり方です。足りない災害公営住宅を補うために市町と協力しながら、宮城方

式ともいえる制度設計をつくり、この宮城県から全国に発信していくべきではないでしょうか。知事のお考えを伺います。

[質問9]また、県内13市で構成される宮城県市長会から今年9月に国や県に提出された「特別決議」でも、「応急仮設住宅に入居している高齢者や障がい者などの低所得世帯のうち災害公営住宅に入居資格がない世帯が恒久住宅として民間賃貸住宅に移転する場合、住宅確保支援の対策と財政支援を講ずること」と要望が出されています。宮城県では、1か月の家賃分を大家に払うという「民間賃貸住宅提供促進奨励金」制度を今年9月から施行していますが、これにとどまらず、本格的な家賃補助制度をつくりあげるべきです。導入を検討している自治体もあると伺っておりますが、こうした自治体と連携、協力しながら、家賃補助制度を国につくらせる努力を知事に求めます。お考えをお聞かせください。

災害公営住宅建設とともに、強く求められているのは、自分たちで住宅を建設しようとする人たちへの支援です。本来、国の被災者生活再建支援金制度は2011年に拡充の方向で見直されるはずでした。が、東日本大震災がおきても、この支援金制度は拡充がなされていません。今年1月に召集された第189通常国会には「支援金の最高額を少なくとも500万円に引き上げること」「半壊を対象に含めるなど支給対象を拡大すること」などが明記された687、262名分の請願署名が提出されました。日本共産党だけでなく、自民党議員が衆参で紹介した他、衆議院では民主・公明、生活の党が、参議院では次世代の党、新党改革がそれぞれ紹介議員となっています。

[質問10]被災地の知事として、支援金制度の拡充を引き続き、国に求めていくべきです。お答え下さい。

[質問11]そして、国に制度の拡充を求めつつ、まず県が率先垂範してこそ、国をより説得、動かすことができるのではないのでしょうか。県独自の住宅再建支援制度を今からでもつくるべきです。隣の岩手県では、2011年度から、100万円の支援制度をつくり、国に上乘せして行っています。財源はわが会派の内藤議員も明らかにしたように、1182億円の何にでも使える基金、貯めこみ金があります。災害公営住宅の建設費や維持費などを考えると、自立再建をもっと支援、誘導すべきです。いかがでしょうか、お考えを伺います。

次に、場所の選定に大きな問題のある広域防災拠点整備事業について伺います。

仙台市宮城野区のJR貨物仙台貨物ターミナル駅を270億円で買収、移転補償し、それに30億円プラスして、広域防災拠点に整備しようという計画が現在、進んでいます。

しかし、総額300億円もかけるのに、この場所が広域防災拠点を整備するのにふさわしい場所だとは到底思えません。

この宮城野原の計画地は住宅街で、隣接する幹線道路が1本しかなく発災時、計画地に緊急車輛等が集中することで大混乱が予想されます。また、この場所は仙台市の内水ハザードマップで「過去50年間における最大降雨の浸水想定」で5～20cm（一部20～45cm）浸水想定がされている地域であり、発災時の宿営、ヘリポートの離着陸、物資保管に大きな障害が発生する可能性があります。そして、この予定地のそばには活断層「長町－利府断層帯」が走っており、これに由来する災害時には使用が大幅に制限されます。県が2004年にまとめた第三次地震被害想定調査報告書でも仙台市の地震ハザードマップ宮城野区版でも長町－利府活断層の地震によって液状化の危険性が極めて高い場所とされている場所です。

9月議会でも横田前県議が指摘しておりますが、総額300億円のうち、半分近い140億4千万円が実質的に県費単独負担です。これだけのお金をかけて、万が一の災害時に備えてつくる防災拠点がその災害時に使えない恐れが少しでもあるなら、その場所はやめるべきです。整備作業を中止し、計画の撤回を求めますがいかがでしょうか、伺います。

次に、被災者のいのちと健康を守る問題について、2点伺います。

仮住まいが長期化するなかで、被災者の心身の健康状態の悪化、病気の進行、孤独死、関連死のおそれなど深刻な問題が生じています。

仙台市では死亡により応急仮設住宅を退去した単身の入居者はこれまで77人おり、災害公営住宅に入居してから亡くなられた方は世帯人数に関わらず、44名いるそうです。また、県警本部で把握している宮城県内の仮設住宅で亡くなられた方の検視数はこれまで175体で、そのうちおひとり暮らしの方は80人だったそうです。

一方、県の保健福祉部長寿社会政策課が調査している「仮設住宅における孤立死」は、これまでゼロです。この「孤立死」の定義は「ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の高齢者が地域から孤立し、意思や状況が周囲に理解されないまま、結果として死に至った状況で発見されること」とあります。これでは、あまりにも狭すぎます。東京都監察医務院では「孤独死」を「異状死のうち、自宅で亡くなられた一人暮らしの人」と定義しています。被災地の「孤独死」は高齢者問題ではないと言われていました。兵庫県での復興住宅において「孤独死」は、失業・無就業や未婚、アルコール依存といった孤立のリスクを抱えた50代以下の若年層が中心を占めているそうです。宮城県でも仮設住宅で亡くなられた一人暮らしの80人のうち、50代以下は23人もおります。「孤独死」の定義はいろいろあり、その正確な把握も難しいとは思いますが、被災者のいのちや健康を守る自治体としての責務がきちんと行われているかどうか、を知り、手だてをつくすうえで重要な「ものさし」です。兵庫県では毎年、災害公営住宅における「孤独死」の数字を発表しています。

〔質問1〕「災害孤独死」を未然に防ぐ努力を行うためにも、「孤独死」をあいまいにすることなく、定義を改め、仮設住宅だけでなく、災害公営住宅でも、きちんと調査し、発表すべきですが、いかがお考えでしょうか、伺います。

大切な家族や家、財産をなくしたうえ、過酷な避難所や仮設住宅での暮らしが、心身をむしばんで、慢性的な病気を抱える要因になり、死に至る場合も少なくありません。中越、中越沖地震を経験した新潟大医学部のドクターたちが中心になって近々、「避難所・避難生活学会」を立ちあげるそうです。エコノミークラス症候群でできた血栓が原因で何年も経過してから命を落とす症例もあるそうです。お金の心配なく、安心して受診できる医療費の免除制度は被災者の皆さんの命綱といわれています。国が全額負担をやめた途端に宮城県はこの制度を打ち切りました。なんという冷たい仕打ちでしょうか。被災当事者や住民の世論と運動で、国が8割負担し、市町が残り2割をだし、1年間の空白ののち、宮城県でも制度が復活しました。しかし、対象世帯が全壊または大規模半壊の被害を受けた非課税世帯と限定されたため従前の2割弱しか復活しておりません。隣の岩手県では、県がイニシアチブをとり、震災以降、切れ目なく制度が続いています。更に達増知事は来年12月までの医療費、介護保険と障がい福祉サービスの利用料免除の継続を打ち出しています。うらやましく思うのは私だけではありません。宮城県市長会でも先ほどの特別決議で、制度の継続を国とともに県にも要望しております。県に財源はあります。

[質問2]ぜひ、国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の一部負担金等免除措置制度の継続、復活のため県が財政措置を行うことを強く求めます。知事、お答え下さい。

次に、乳幼児医療費助成制度の拡充について伺います。

子育て世代の大きな要求のひとつが「子ども医療費助成制度」の充実です。宮城県は大阪府と並んで全国最低でしたが、大阪府が拡充しましたので文字通り、宮城県は全国最低となりました。これに対して、奥山仙台市長はじめ県内の首長がそろって、知事に対象年齢の拡大の声をあげています。それもそのはずです。県の補助金対象は通院が2歳までですが、市町村は独自の努力で通院の対象年齢を引き上げるなど、制度を拡充しています。県内最低水準の仙台市でも通院は小学校3年生まで拡大しており、仙台市の負担額は19億6000万円です。その仙台市に対する県の補助金は4億4700万円です。県の補助金が22万円と最も少ないのは七ヶ宿町（まち）ですが、通院も入院も18歳まで無料で所得制限も自己負担もありません。七ヶ宿町の負担は県の10倍以上の279万円です。35市町村の負担合計額は45億1000万円ですが県はそれに対して、わずか2割の9億1700万円しか出していません。35市町村のすべての議会から拡充を求める意見書もすでに出されています。今や、みんなが求めている、「全体の利益」に通ずる制度拡充です。財源はあります。制度拡充の決断を知事に求めるものです。いかがでしょうか。伺います。

関連して、母子父子家庭医療費助成制度について伺います。

宮城県では通院1件につき月1000円、入院は月定義を改め、2000円の自己負担を求めており、これもまた、東北の他の5県に比べて、見劣る制度となっています。

一医療機関ごとにか月千円の負担は経済的に苦しい母子父子家庭には大きな負担です。すでに自己負担がない道府県は16あります。自己負担額の総額は1億6800万円と伺いました。市町村とわければ、8400万円にしかありません。思い切って、自己負担制度はやめるべきです。お考えを伺います。

また、この母子父子家庭医療費制度の対象者は市町村が独自におこなっている子ども医療費助成制度との重複は認められず、どちらかを選ぶことになっています。市町村が子ども医療費制度を充実すればするほど、母子父子家庭医療費を選ぶ世帯は少なくなり、結果として県からの母子父子家庭医療制度からの市町村への補助が削られて、自治体の負担は大きくなっています。自治体の努力に水を差すことになっています。登米市長からも直接、知事はこの話を聞いていると思いますが、この点も改めるべきではないでしょうか。伺って、私の第一問といたします。